

被保険者各位

ツルハホールディングス健康保険組合

## 高額療養費自動払いについて

この度ツルハホールディングス健康保険組合の高額療養費支給について、いままで照会文書(調査票)をお送りし、その回答が健保組合に到着後支給するという流れで高額療養費を支給しておりました。

2023年8月より医療機関から健保組合に送られてくる「診療報酬明細書」をもとに計算し自動的に支給するようになり、照会文書(調査票)の回答が不要となります。

支給時期として医療機関から健保組合に送られてくる「診療報酬明細書」の到着まで通常診療年月の2ヵ月後となり、健保組合で確認を行ったのち診療年月の3ヵ月後の月末日となります。

また乳幼児・子ども医療費助成制度などを受けている18歳未満の方の医療費(高額療養費)については、自治体(都道府県や市区町村)でも医療費の自己負担分を助成する「医療費助成制度」を実施している場合があります。

健保組合では自治体の助成との給付金の二重給付を防ぐため、18歳未満の方の高額療養費は原則自動給付を行っておりません。

医療費が高額になり診療月の4ヵ月後になっても、自治体や健保組合からの給付がない場合、健保組合までご連絡ください。